デジタル時代における放送制度の在り方について

（第29回FMMC研究会　2023年12月６日実施）

総務省放送政策課長　飯倉　主税

放送を巡る環境変化と検討会の問題意識

近年、メディアの利用環境が大きく変わってきたと考えています。

総務省の主なメディア利用時間の調査結果では、平成24年頃はテレビを見ている時間が多かったのですが、令和２年にネット利用がテレビを初めて超過し、令和４年になると、テレビの視聴時間が135分、ネット利用が175分と逆転して、２年間でその差が開いてきております。

令和３年度において、メディア接触にどの程度時間を使っているのかを見ると、大体５時間程度となっており、テレビが減る分、他が増えるということかもしれませんが、パソコン、タブレット、モバイル等のネットに費やす時間が増えています。テレビ以外のオールドメディアと言われるような雑誌、新聞、ラジオも総じて減ってきています。

テレビが見られなくなっているという環境変化があり、他方でテレビだけにとらわれずに話をすると、情報空間全体としては広がってきていると思います。

放送制度の検討の基本的な考えとして、西暦2000年ぐらいまでは、放送が絶対的な王者だった時代で、資本規制が厳しく、営業エリアが厳密で、技術基準も水準を高くして、その分お金がかかっていました。これからの時代、デジタル時代には、放送事業者ではDXが必要で、そういったことが可能になるよう、総務省は規制の合理化が必要であることから、有識者会議での検討をお願いしてきました。

「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」は、2021年にスタートし、2022年８月の「一次取りまとめ」を行いました。概要が図表１となります。

上の左側には放送を取り巻く環境変化があること、右側には、放送の意義・役割として、災害情報･地域社会の基本的な情報を世の中に供給する、取材・編集に裏打ちされた信頼性の高い情報を発信する、さらに、情報空間広がる中でアテンションエコノミーやフェイクニュースといった、デジタルならではの問題が生じており、そういう状況を踏まえると、放送の役割は、これまで以上に求められているのではないかと整理をしていただきました。

それを踏まえて、将来像を３本柱で整理しました。

１つ目の柱が「放送ネットワークインフラ」です。ポイントは、設備負担の軽減やブロードバンド、デジタル技術を積極的に活用することです。具体的には、中継局の共同利用もしくは中継局に光ファイバーが来ていれば、ブロードバンドなどで代替可能ということや、各社放送事業者ごとに置いていたマスター設備もIP化、クラウド化は避けられないということをまとめていただきました。

２つ目の柱は、「放送コンテンツのインターネット配信」です。ポイントは、放送局各社が、ネット空間にどう浸透していくのかとなります。民放を含めた同時配信を、どうやって後押しをできるのかといったことも大きなポイントです。そして、

図表１

検討会「一次取りまとめ」の概要（2022年8月）

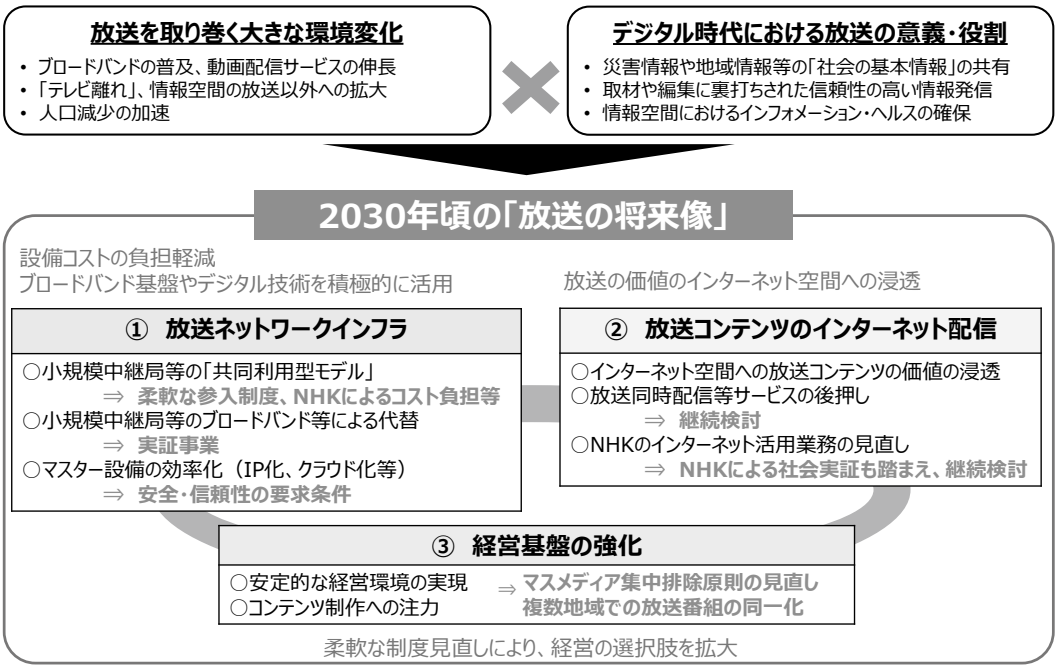

NHKは任意業務としてインターネット配信をしていますが、こういった業務の在り方をどのように位置づけを変えていくのか、もしくは変える必要はないのかということを整理いたしました。

３つ目の柱は、「経営基盤の強化」です。この中では、マスメディア集中排除原則の見直しや、複数地域で番組を完全に同一化することも可能ではないかという提言もいただいています。

その後、この検討会自体は継続して行われており、NHKのインターネット業務について検討する「公共放送WG」のほか、「コンテンツWG」、「PFタスクフォース」、「ブロードバンド代替作業チーム」を置きながら、2023年10月に「二次取りまとめ」を行いました。

今回は、「一次取りまとめを踏まえた制度見直し」が、１つ目の論点です。２つ目の論点は、検討会の「公共放送WG」でNHKのインターネット業務の在り方についての検討結果です。それ以外の課題については、３つ目の論点としてお示しします。

制度的な見直し（マスメディア集中排除原則）

「一次取りまとめ」を踏まえた制度的な見直しのうち、マスメディア集中排除原則についてです。

マスメディア集中排除原則は、放送の多元性・多様性を確保するために、複数の放送局の兼営や支配を基本的には認めないというものです。

放送法では、他の放送局の免許を持っている、他の放送局を支配している又は他の放送局を支配している社から支配されているといった三類型に該当する場合、いずれも免許を受けられません。

支配の概念は、役員によるものだけでなく、資本によるものとしては、同じ放送対象地域での支配という概念を表すのは、10分の１超の株式の保有です。同一の放送対象地域ではなく、別の放送対象地域での支配は、３分の１超の株式の保有です。

この原則には、認定放送持株会社による例外（図表２）を含めて、いくつか例外があります。この認定放送持株会社を使った例外は、総務大臣の認定を受けた認定放送持株会社によるグループ経営を可能とする制度です。元々は、複数保有は認められておりませんでしたが、この認定放送持株会社は、いわゆる先ほどの３分の１を超えた議決権を保有することができる会社が２つ以上可能になり、12都道府県までそれができるということになっています。

これに対して、検討会にフジ・メディア・ホールディングスから、この12地域の制限の撤廃について要望をいただきました。

その時点で、フジ・メディア・ホールディングス傘下に、既に３分の１の議決権保有を超える会

図表２

認定放送持株会社制度におけるマスメディア集中排除原則の特例

○ 認定放送持株会社制度は、総務大臣の認定を受けることにより、基幹放送事業について、持株会社によるグループ経営を可能とする制度であり、平成１９年の放送法改正により創設。

○ 認定放送持株会社制度を活用する場合は、マスメディア集中排除原則の特例として、複数の基幹放送事業者を傘下に置くことが可能。

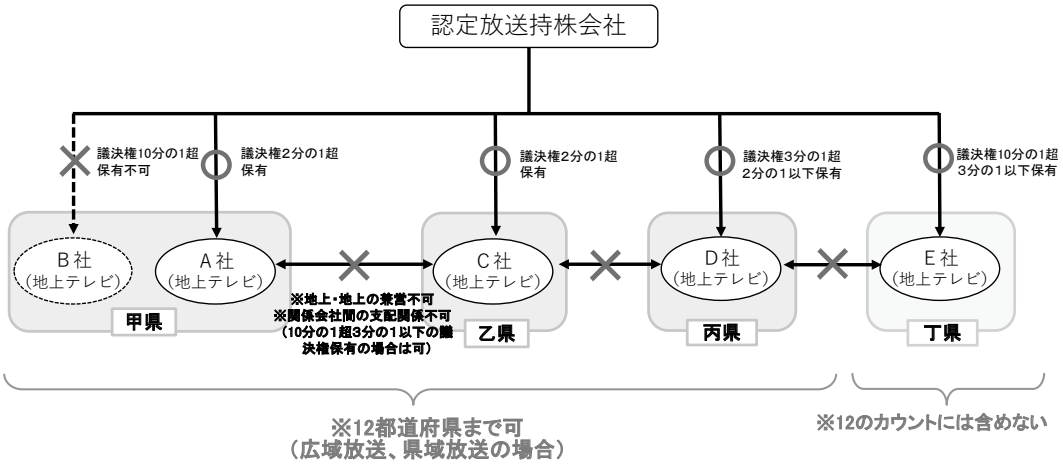

社が11地域であり、また、３分の１に近くなっているような支配関係にある会社が増えてきて、地域の株主がその株を手放す際に、フジ・メディア・ホールディングスで、もう少し株を持たないといけない状況となってくるため、緩和してほしいという要望でした。

この要望を踏まえて、緩和すべきという取りまとめを検討会ではいただいて、それに基づいて省令を見直すという作業をしました。

省令改正事項の１つ目は、元々認定放送持株会社の下の支配可能な地域の数を12都道府県から、数の制限をなくしました。

２つ目の改正事項としては、検討会においては、認定放送持株会社によらない場合でも、経営の選択肢は増やす必要があるという議論がありました。これまで、認定放送持株会社以外の例外規定として、隣接特例と言われる、隣接している都道府県であれば最大９局まで、例外的に支配をしていいという規定がありました。改正により、隣接をしていない飛び地であっても、最大９局まで支配することが可能となりました。

制度的な見直し（放送法及び電波法の一部を改正する法律）

「一次取りまとめ」を受けて、2023年通常国会に「放送法及び電波法の一部を改正する法律」を提出しました。

この法律は大きく３点からなっております（図表３）。１点目は中継局の共同利用、元々テレビ局の中継局は、基本的には自社で持つというルールでしたが、中継局の保有・運用・維持管理を担うようなハード事業者を放送事業者が利用することができるようになるものです。

２点目は、放送設備については、クラウド化などを見据えると、外部の事業者の利用がこれから進んでいくと思います。これを踏まえ、その外部利用の際も監督規定等を新設することです。

３点目が、番組の同一化となりますが、現行の放送制度では、東名阪は広域で、他は県単位で、放送対象地域ごとに同じ番組も流れてはいますが、24時間365日では全てが同じというわけではなく、各地域の地域性等を考慮して、放送対象地域毎に放送番組が異なっています。これを総務大臣の認定を受けることによって、100％同一化できる制度を新設しました。

改正内容に関しまして詳細を述べますと、１点目は「中継局の共同利用」で、中継局を放送事業者とは別の、いわゆるハード事業者（共同利用会社）が免許人として、まとめて中継局の設備を保有・運用をすることを想定しています（図表４）。

現行のハード・ソフト分離制度は、完全なソフ

図表３

放送法及び電波法の一部を改正する法律（令和5年法律第40号）（令和5年6月2日公布）の概要

現状と課題	改正の概要
1. 中継局の共同利用について	
○　現状、全ての地上テレビ局が、ソフト**ハードを自ら構築し、保有・運用・維持管理。** ○　費用対効果の低い中継局の全てを個社で保有し続けることは限界。	○　現在の地上テレビ局が、中継局の保有・運用・維持管理を担う**ハード事業者（共同利用会社）の利用**を可能とする。 ○　ＮＨＫが、自らの設備だけでなく、子会社であるハード会社の設備を利用を可能とする。
2. 放送設備の外部利用への対応について	
○　現状では、マスター設備や中継局などの放送設備の多くを、地上テレビ局が自ら設置。 ○　今後、クラウド化など**外部利用が進んでいくことが予想**される。	○　**外部利用の際の監督規定の新設**を行う。 ○　具体的には、外部利用を含む業務管理体制の適合維持義務を課し、その履行を担保する制度とする。
3. 放送番組の同一化について	
○　**現行放送法では、放送対象地域ごとに放送番組が異なるものとされており**、現在の地上テレビ局は、同一化は認められていない。 ○　将来的に更なる固定的費用の抑制が求められる可能性があり、**今後の経営形態の合理化に資するよう、放送番組の同一化が必要。**	○　希望する地上テレビ局が、**総務大臣の認定を受けることにより**、複数の放送対象地域において**放送番組を同一化できる制度**を創設する。 ○　認定の要件として、同一化が可能な地域の数の上限や、**地域情報発信を確保するための仕組み**を講じることを求める。

※　公布の日から起算して１年を超えない範囲内において政令で定める日から施行予定。（一部の規定（準備行為）は公布日施行）

図表４

改正項目１　中継局の共同利用（改正趣旨）

○　現状、すべての特定地上基幹放送事業者（テレビ・ラジオ）が、その放送局ネットワーク（ソフト・ハード）を自ら構築している。

○　放送を巡る環境変化を踏まえ、中継局を別の者（共同利用会社）がその免許人として、（他の特定地上基幹放送事業者の中継局とまとめて）**保有・運用**する（「中継局の共同利用」）ことによる効率化を可能とする。

＜イメージ＞

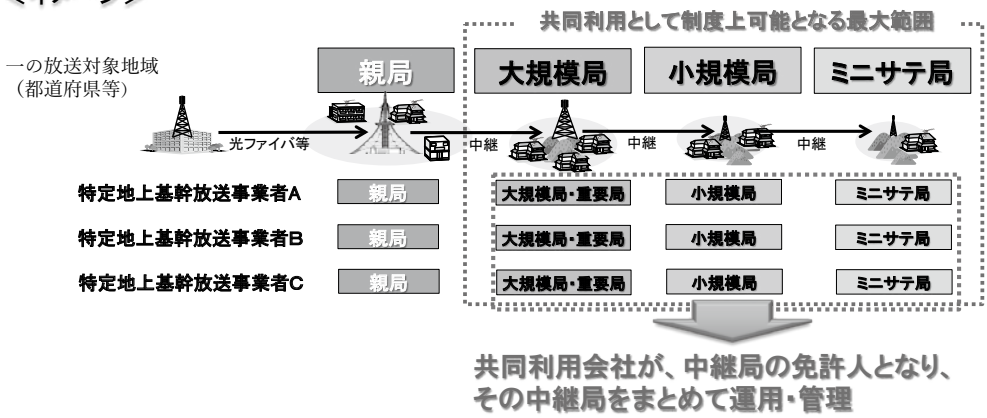

ト事業者と完全な親局、中継局を含めたインフラを持つハード会社という、大きな分け方であれば対応可能となっています。

放送事業者は、中継局については、自分で持って運用したいという気持ちが強かったと思われる中で、親局も含めて、ハード・ソフト分離するということは想定していなかったのですが、最近の環境変化を踏まえると、特に小さな中継局、ミニサテライト局は、効率的に自分で持つのは限界があるといった考えも出てきました。

放送事業者は、インフラを提供するハード事業者が持つ中継局を使うということで、この制度が

出来上がっています。利用する対象としての中継局は、図表４に示す部分が最大の範囲で、この中で放送事業者が､他者に委ねる範囲を自ら決めて、自分で持たないところについては、ハード事業者を利用するといった柔軟な運用ができるような仕組みとしています。

そのニーズの背景には、送信に関するコストがあります。民放連の検討会における説明によりますと、親局でカバーできる世帯は74.4％あり、エリア全体をカバーしようとすると大きな中継局を組み合わせて20.2％。さらに2.4％～0.4％の残りの世帯を小規模中継局、ミニサテライト局でカバーします。その小規模中継局やミニサテライト局は、カバーしている対象世帯が少ないが、年間維持費が大きいので、放送事業にとっては効率的ではないことが、制度改正につながっています。

また、127社あるテレビ局のうち、東名阪の広域を除いたところの収支状況は、ピーク時2016年に7,169億円あったものが、2022年に6,214億円まで落ちてきており、効率性を求める問題意識が出てきたということだと思います。

改正項目の１つ目は、今の特定地上基幹放送局（「ハード・ソフト一致」の事業者）が、ハード事業者が持っている中継局を用いて業務を行うことが可能になります。他社の中継局を使う場合には、当該のハードに関して放送事業者は、ソフト事業者となり、ソフト事業者の認定を取る必要がありましたが、改正により、総務大臣の確認による簡易な手続きによって、今の「ハード・ソフト一致」の免許のままで、他社の設備を使うことが可能となります。

もう１つの改正内容では､NHKも重要なプレーヤーだと考えています。元々NHKは、放送法上、あまねく受信できるようにしなければならず民放よりも責務が厳しくなっております。これは他社のハードに依存してしまっていると、いざという時に「あまねく普及義務」が達成されないので、NHKは自分の設備でもって、サービスを提供するということが法律上の前提でしたが、ハード中継局の共同利用を行う場合に、NHKの参画を可能にしたものです。

業務の効率化を図る必要性が高い地域として、総務大臣が指定した地域においては、NHKは、NHKの子会社である共同利用会社を使ってもいいとしています。議決権の過半数を有する場合以外にも、例えば議決権40％プラス資金と収支金調達の過半数を持つといった場合も含めて子会社とされており、そういった共同利用会社であれば、NHKも参加することができます。

NHKの技術力や資金力に期待がされ、2024年から2026年の「NHKの中期経営計画」にはインフラについては、ネットワーク効率化に向けた取り組みとして、経済合理性を前提に、民放と協調して積極的な対応をしていくため､600億円を使って、将来的に受信料の負担が上がらないよう貢献していくとされています。この３年間で600億円の投資をすることによって、NHKとしても、将来的に費用を効率化ができる。そして、民放も費用的に効率化できる、こういったことを目指した投資をこれからしていくことです。また、共同利用、あるいはブロードバンドによる代替で、効率化ができないかが想定されている状況です。

中継局の共同利用に向けて、NHKと民放において協議をするということも、話としては少し進んでおり､全国もしくは地域レベルの協議の場を、2023年内に設置すべきと取りまとめられました。全国協議会と､放送対象地域ごとの地域協議会を、設置いただけないかと思っています。

共同利用会社については、法律的な手当が整っていて、NHKも財源を確保されているので、事業者間協議が整えば、来年度にもNHKの子会社が参加して設立可能となるものと考えています。

改正項目の２つ目は、マスター設備の外部利用に備えた制度改正です（図表５）。基幹放送設備は、技術基準について、５年に１回免許・認定の時に審査をして、そしてその技術基準は、免許期間中は維持をしないといけないという義務がかかっています。

他方で設備ではない業務管理体制については、免許･認定の際には審査をしていますが、現在は、免許・認定の期間中の基準適合性の維持義務がありません。新たに基準適合性の維持義務を設けるとともに、その際に委託先も含めた業務管理体制の基準適合性の維持義務を設けることとします。そうすることで、委託先に対しても、問題があれば報告を求めることや改善命令の対象となります。

マスター設備については、IP化、クラウド側に向けて、技術基準を総務省放送技術課で、検討を進めており、外部利用の業務管理体制に関する規律もかけることと併せて、マスター設備の外部利

図表５

改正項目２　放送設備の外部利用への対応

○　放送を巡る環境変化を踏まえ、固定費用削減の観点から、基幹放送設備のマスター設備をはじめ、外部利用（委託等、他者の設備の利用等）による活用が一層進むことが想定される。

○　外部事業者を利用した場合でも、基幹放送事業者等が自社のみで放送する場合と同様に、基幹放送の安定的な提供を確保するため、業務管理体制の構築・維持を求めることとする。

※　非常時や緊急時を含め、業務を確実に実施できる能力や体制が確保されていること。

	免許・認定　※5年に一度	（免許・認定期間中における）維持義務
基幹放送設備等	○ 基幹放送設備等の技術基準適合性の審査	○ 基幹放送設備等の技術基準適合性の維持義務
業務管理体制	○ 技術的能力の審査	新規追加 業務管理体制の基準適合性の維持義務

✓ **委託先も含めた業務管理体制の基準適合性の維持義務**を設け、また、**免許・認定の申請事項に委託先の氏名・名称を追加**し、免許等の審査や維持義務を**委託先を含めた規律**とする。

✓ 場合によっては、**委託先も報告徴求・改善命令の対象。**

図表６

改正項目３　放送番組の同一化

○　放送法では、地域固有の需要を満たすように、放送対象地域ごとに視聴可能なチャンネル数（放送系）を設定し、放送対象地域とそのチャンネルごとに放送番組が異なるものとされている。

○　放送を巡る環境変化を踏まえ、経営状態にかかわらず異なる放送対象地域における放送番組の同一化を行うことを可能とし、マスター設備等の共用による効率化を実現する。

特定放送番組同一化実施方針

✓ 需要の減少その他の経済事情により放送系の目標の達成が困難となるおそれがある地域を「指定放送対象地域」として、総務大臣が告示により指定。

✓ 指定地上放送対象地域で、総務大臣の認定により、**地域性確保措置等を要件として放送番組同一化を可能とする。**

＜イメージ＞

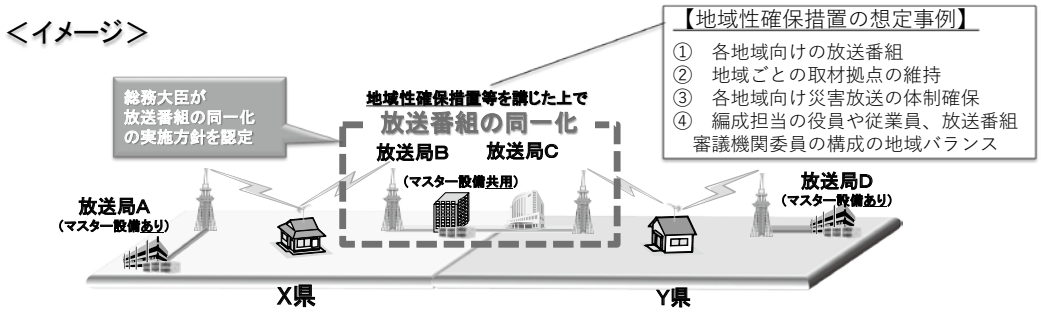

用についても、制度上の手当をします。

改正項目の３点目が､番組の同一化となります。放送対象地域ごとに番組が異なるのを、今回、経営状態にかかわらず、異なる放送対象地域における放送番組の同一化を可能とする制度を作ります（図表６）。

これによって、隣の県であっても、全く同じ番組にすることによって、各県でそれぞれ放送事業者が持っているマスター設備もしくはスタジオ設備を一つにすることができ、設備の効率化が図られます。

ただし、それぞれの県の情報が提供されなくな

る懸念があるので、地域性確保措置として、各地域向けの放送番組を入れる、取材拠点はそれぞれの県で設ける、災害放送はそれぞれの県のものを放送するといったことを講じることとしております。

加えて、番組統一化ができるような地域、県の数については、マスメディア集中排除原則の規制緩和も踏まえて決めていきたいと思います。

NHKのインターネット活用業務

本日２つ目の論点としては、NHKのネット業務についてとなります。

放送法では、NHKの目的は、国内基幹放送を行うことに加えて、国際放送や受信の進歩発達に必要な業務としての研究開発がありますが、ネット配信のことについては記載されていません。

業務については、放送法第20条第１項では、NHKが、必ず実施しなければならない業務を列挙しています。そして第２項に任意業務に分類されるものを列挙しています。

必須業務としては、放送、つまりテレビ、ラジオが記載され、ネット配信やインターネット業務については記載されておらず、第２項の任意業務に記載されています。第２項第２号では「一般の利用に供すること」となっており、いわゆるBtoCの業務です。第３号では「一般の利用に供する事業を行う者」に提供するというBtoBtoCの業務になります（図表７）。

これをもとに提供されている実際のサービスは、同時配信と見逃し配信が提供される「NHKプラス」、「NHKオンデマンド」やテキスト情報がメインとなる「ニュース防災アプリ」、国際関係では「NHKワールドJAPAN」、「NHKワールドプレミア」が提供されています。

これらのインターネット活用業務については、本来のミッションというわけではないという観点から、NHKで実施基準を作り、総務大臣が認可することによって実現できる形になります。認可要件としては、NHKの目的達成に資するである、本来業務に影響を与える過大な費用を要するものではない、受信料制度の趣旨に対して不適切ではないといった観点から、総務大臣が認可しています。認可の中で、予算の上限を200億円とするとされています。

公共放送WGの議論では、視聴者のメディアへの接触行動の変化を踏まえた時に、NHKの業務は、今のままでいいのかどうか、ということを議論のテーマとさせていただきました。

諸外国の状況をみますと、イギリスでは、2007年からネット配信を必須業務と位置づけています。ドイツ、フランスについても必須業務ととして位置づけがなされています。

図表７

NHKのインターネット活用業務の制度的位置付け

- NHKプラス、NHKオンデマンドなどの「インターネット活用業務」は、放送法第20条第２項の規定に基づき、NHKの目的（同法第15条）を達成するため「行うことができる」業務の一つとして位置付けられている。
- その実施に当たっては、NHKが定める実施基準を総務大臣が認可する仕組みとしており、「目的達成に資すること」「過大な費用を要するものでないこと」「受信料制度の趣旨に照らして不適切でないこと」などを要件としている。

ＮＨＫの業務

第20条第１項（目的を達成するため「行う」業務）

■国内放送　■国際放送　■放送に関する研究開発等

第20条第２項（目的を達成するため「行うことができる」業務）

■インターネット活用業務　（２０２３年度予算　197.5億円）

ＮＨＫプラス	ＮＨＫｵﾝﾃﾞﾏﾝﾄﾞ	NHKワールドJAPAN ネットサービス	NHKワールドプレミアム ネットサービス
国内地上波番組の ・放送同時配信 ・見逃し配信 （第2号）	国内地上波・衛星波番組の ・オンデマンド配信 （第2号）	外国人向け国際放送番組の ・放送同時配信 ・オンデマンド配信 （第2号）	・邦人向け国際放送番組の一部の放送同時配信・オンデマンド配信（第2号） ・日本語テレビ番組（邦人向け国際放送番組含む）を外国動画配信事業者への提供を予定（第3号）

■放送番組等の外国放送事業者への提供　■附帯業務（番組の周知広報、テキスト出版、受信相談等）

インターネット活用業務実施基準（総務大臣認可）

- 業務の種類・内容・実施方法
- 業務の実施に要する費用に関する事項
- 料金その他の提供条件に関する事項　等

認可要件

- ＮＨＫの目的達成に資すること
- 過大な費用を要するものでないこと
- 受信料制度の趣旨に照らして不適切ではないこと　等

□

ただ何の議論もなく、そういう必須業務として位置けられたかというと、そうではありません。必須業務にする時に、各国において、テキスト情報に対して、公正競争の確保が求められるのではないかという議論があったようで、イギリスでは、公共価値テストと競争評価といわれている、公正競争を確保するための担保措置が決められおり、ドイツにも同様の手続きがあります。

イギリスのBBCは、新規事業や事業変更をする場合には、テストを実施して、テストの結果を公表するというプロセスを行うこととなっています。このプロセスを受けて、Ofcom（英国情報通信庁：英国における電気通信・放送等の規律・監督を行う規制機関）が、新規事業や事業変更が重大であるかないかをまず判断して、重大で競争評価が必要だという場合には、競争評価を実施して、その競争評価の結果を踏まえて、事業実施をすることが許されるのか、もしくは条件付きで可能か、実施不可かを仕分けしていく仕組みがあります。

こういったことも参考にしながら、公共放送WGでは１年ぐらいかけて議論いただいて、その結果を取りまとめたものを親会にかけ、そしてパブコメの手続きを取った後、2023年10月に「二次取りまとめ」の一部として取りまとめました。

大きな構成では、NHKの役割を議論、整理いただいて、その役割から業務の在り方を整理しました。NHKについては、二元体制（広告放送の民放と受信料収入のNHKが共存するシステム）を基本とするわが国の放送全体の発展に貢献することが、NHKの役割だと改めて整理いただきました。

二元体制の枠組みの下で、これまでは放送だけですが、これに加えてインターネットを通じて放送番組を視聴者に提供することもNHKの役割と整理いただきました。NHKが肥大化しすぎて、他のメディアが小さくなるのも良くなく、また、NHKが小さくなってしまうことも良くないことから、放送の多元性が必要であると考えております。

NHKの役割を踏まえて業務の在り方を考えると、まず必須業務とは何かということを、整理いただいております。テレビを持たない方に対して、全国で同時配信もしくは見逃し配信を継続的、安定的に提供することを義務付けることになります。このように定義した上で、NHKの役割を踏まえれば、少なくとも地上テレビ放送は必須業務であると整理をいただいたということになります。

新聞の見出しで、ネット業務有料化が散見されますが、元々無料だったものが有料になるというものではなくて、テレビを持たない人に対して可能性を新しく広げていくというのが、一番のコンセプトだと思っています。公平負担という点から、そういう方に対する受信料と同等程度の負担は発生することにはなるでしょう。

次に必須業務として発信すべき情報の範囲については、メディアの多元性が損なわれないように、その範囲を限定的にすべきです。新聞社からは、テキスト情報については、今もNHKの「ニュース防災アプリ」等で出されており、野放図に出ると、メディアの多元性が損なわれて、最終的に日本の民主主義にとって良くないといった意見をいただきました。

今回の取りまとめに当たっては、放送番組と同一の内容を基本とすると整理し、国民の生命・安全に関わる緊急度の高い情報や、放送番組に密接に関連する情報に限定をかけた上で、定性的に規定をすべきという取りまとめをいただいています。

イギリスの例等を参考にしながら、あるサービスを実施したい場合は、競争評価をまずはNHKが行い、問題ないとなれば、その結果をNHK以外の第三者機関、例えば総務省での競争評価の会議でNHKが提出したものを検証するといった事前のプロセスが必要だとしています。そこには、民放、新聞社といった関係者の参加を得たような形で実施をすることがよいとしていますので、制度的に担保していくことが重要だと思っています。

また、受信料制度との関係は重要なポイントです。ネット受信料という言葉にまだ定義はありませんが、スマホを持っただけで受信料を取られるという制度はあり得ないと思っています。今の放送法だと協会の放送を受信することができる受信設備を設置した者は、受信料契約の義務が発生することとなっており、受信設備を設置した者と同等と評価される者に、費用負担を求めるのが基本であるという整理をいただいています。

例えば、スマホの場合は、テレビ端末のようなテレビを見るためだけの装置ではなく、いわゆる汎用設備ですので、アプリのダウンロード、IDの入力、一定の試用等を経た上で、本人のある程度の意思といったものを考慮すべきであり、そういった点を総務省で明確にすべきだ、という指摘

をいただいています。また、受信契約の単位が、今は世帯となっていることも併せて考えていく必要があると思います。

今後は、地上テレビ放送に加えて、衛星放送、国際放送、ラジオ放送に関しましては、引き続きこの公共放送WGで議論を継続しています。

具体的な範囲や提供状況について、制度が始まってすぐ検証すると、どうしても認識の違いというのが顕在化するので、制度開始前に、どういったものを提供するのか、どのように競争評価していくのか、イメージ合わせを行うための原案を取りまとめいただきました。これを踏まえて、競争評価の準備会合を、2023年11月から実施をしております。制度ができた時に、仕組みが円滑に機能するように、イメージ合わせを関係者間ですることが目的です。

準備会合の主な検討項目の１つ目は、競争評価の枠組みです。体制やプロセスのイメージ合わせを行います。２つ目は、どういったものを提供するのか、具体的な範囲の提供条件について、イメージ合わせをしたいと思っています。

制度的な見直しが順調にいけばという条件付きではありますが、最短では2025年度には、新しい制度に基づくインターネット活用業務が、NHKにおいてなされるではないかと思います。その費用は、2025年度の予算に盛られるため、2025年１月のNHK予算の総務大臣への提出の時までに、競争評価プロセスが終わっている必要があることから、2024年内に競争評価プロセスを進める必要があり、今回の準備会合では、この正式な競争評価プロセスが円滑に行われるように、この前の段階で、ある程度イメージ共有を関係者でするという趣旨で開催しています。

2023年11月に開催された第１回目の準備会合に、総務省から競争評価のプロセスの基本イメージを提出しました。NHKから提出された原案を、総務省として検証するための検証会議が必要で、有識者だけでなく、民放、新聞社、通信社といった競争事業者にも参加いただいて、検証をいただく。その結果を、NHK予算に対する大臣意見として反映して、国会に提出するイメージです。公共放送WGの取りまとめにいただいた意見を踏まえて、実効性がある競争評価ができると考えています。

二次取りまとめ

最後に、３つ目の2023年の10月「二次取りまとめ」や、それ以外で出てきた課題について紹介させていただきます。

まずは衛星放送についてですが、今衛星放送で使われている衛星は、BSの専用衛星、共同衛星、110度CSの衛星がそれぞれあり、BSは、B-SAT社が、CSはスカパーJSAT社が運用しています。放送の環境変化の中で、動画配信の影響を一番受けるのは地上波よりも、衛星放送でないかと考えており、インフラコストの引き下げが至上命題となります。

スカパーJSAT社からは、共同衛星にすると、もっと費用が減るといった提案をいただいています。こういったことを検討するために、検討会の下に新しいWGとして、「衛星WG」を設けて、検討が始まったところです。

BS放送の右旋、左旋のうち、右旋は基本的には埋まっていますが、BS放送への新規参入申請の数も、昔と比べると減っているので、この先どうなっていくのか、市場の全体的な行方を注視する必要があると思っています。左旋に至っては、使われていないところが非常に多いので、市場がどんどん右肩上がりで拡大していく絵図は描きにくいと思います。また、WOWOWの加入件数も、最近は右肩下がりになってきていますので、市場構造も踏まえ、衛星の将来像を描いていけるといいと思っています。

そのほかでは、放送大学が地上波で2018年９月まで使っていた関東全域カバーできる周波数の利用ニーズ調査を、総務省で進めていきます。

放送の大きなテーマの一つとしてラジオもあります。検討会でも、まだ検討が進んでいないところの一つです。AM局の運用休止については、６カ月以上の運用休止を特例的に認めることが、2023年からできるようになっています。これは2023年12月の再免許を経て、2024年２月から適用されることになっており、１年以内に、一旦リプレースは終了することになります。

AMをFMに転換することについては、放送事業者のニーズも高く、特例措置において、住民や事業者の経営の影響を検証した上で、所要の制度整備を総務省が行うということになっており、今後の検討会の大きなテーマになっていくと思います。

□

次は、ブロードバンド代替についてです。ブロードバンド代替とは、電波に代えて、光ファイバー等（ケーブルテレビも含む）で届けることができるのではないかということで、特に、一番小さな中継局であるミニサテライト局の更新時期は2026年度以降と聞いており、それに間に合うように、実証事業も踏まえて、制度的な検討が2024年から必要となります。

いろいろな制度を組み合わせないといけないところもありますが、経営の選択肢として、いいツールにはなると思っておりますので、課題等の検証を行った後に制度的な検討のフェーズに入っていくものと考えております。

また、民放、特にローカル局のネット配信をこれからどうしていくのかというのは、大きなテーマです。パブリックコメントの中でも、ネット配信が大切とはいえ、ローカル局に一定水準の経済的なメリットがあるのか、各地域の方に確実に届く仕組みがあるのか、といったことが課題として多く残っている中で、事業性もなくてやれと言われても、やれるものではないということが述べられています。協調領域だと思いますので、総務省のほか、ローカル局だけでなくてキー局も入れて、知恵を出し合って考えていかないといけないと思っています。

引き続き、放送事業者だけではなく、様々な方々の意見を受けつつ、放送事業をDX化することと、規制を担務する総務省として、規制の合理化を行い、新しい時代に向けて見直し、経営の選択肢を増やしていくことに貢献できればと思っています。